

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーについて使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例(平成8年滋賀県条例第44号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改めることとします。(別表関係)
- (2) この条例は、平成23年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）

の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,430,000」を「1,640,000」に、「75,000」を「86,000」に、「99,000」を「114,000」に、「124,000」を「143,000」に、「713,000」を「820,000」に、「814,000」を「936,000」に、「42,000」を「48,000」に、「57,000」を「66,000」に、「70,000」を「81,000」に、「407,000」を「468,000」に、「695,000」を「799,000」に、「102,000」を「117,000」に改め、別表第2項中「1,490円」を「1,710円」に改め、同表第3項中「680円」を「780円」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧					新				
別表（第5条、第14条関係）					別表（第5条、第14条関係）				
1 艇庫					1 艇庫				
区分	金額				区分	金額			
	1室1年に つき	1艇1年につき				1室1年に つき	1艇1年につき		
		上段	中段	下段			上段	中段	下段
	円	円	円	円		円	円	円	円
1 1	1,430,000	75,000	99,000	124,000	1 1	1,640,000	86,000	114,000	143,000
1 2					1 2				
1 3	713,000				1 3	820,000			
1 4					1 4				
1 5					1 5				
1 6					1 6				
1 7					1 7				
1 8				75,000	1 8				86,000
2 1	814,000	42,000	57,000	70,000	2 1	936,000	48,000	66,000	81,000
2 2	407,000				2 2	468,000			
2 3					2 3				
2 4					2 4				
2 5	814,000				2 5	936,000			
2 6	695,000				2 6	799,000			
2 7	407,000				2 7	468,000			
2 8	102,000				2 8	117,000			
2 斜路および棧橋	1艇1日につき 1,490円				2 斜路および棧橋	1艇1日につき 1,710円			
3 駐車場	1台1日につき 680円				3 駐車場	1台1日につき 780円			
注					注				
1 県外居住者については、駐車場を除き、この表に定める額の5割に					1 県外居住者については、駐車場を除き、この表に定める額の5割に				

相当する額を加算した額とする。

- 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として艇庫、斜路または棧橋を学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 3 艇庫を使用する場合は、斜路および棧橋の使用については、無料とする。
- 4 艇庫の使用期間が1年未満であるときは月割りによって計算し、その期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 5 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(県内に居住する者に限る。)が自ら運転する場合および重度の身体障害または知的障害がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合は、駐車場は、無料とする。
- 6 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

相当する額を加算した額とする。

- 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として艇庫、斜路または棧橋を学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 3 艇庫を使用する場合は、斜路および棧橋の使用については、無料とする。
- 4 艇庫の使用期間が1年未満であるときは月割りによって計算し、その期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 5 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(県内に居住する者に限る。)が自ら運転する場合および重度の身体障害または知的障害がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合は、駐車場は、無料とする。
- 6 付帯設備については、知事が別に定める額とする。